

久喜宮代衛生組合議会  
令和7年第2回定例会議案

## 議 案 目 録

|         |                                              |   |
|---------|----------------------------------------------|---|
| 議案第 7 号 | 令和6年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について .....          | 1 |
| 議案第 8 号 | 令和7年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第1号）について .....         | 2 |
| 議案第 9 号 | 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 ..... | 3 |
| 議案第10号  | 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 .....       | 5 |

## 議案第 7 号

### 令和 6 年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 29 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第 8 号

令和 7 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 9 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

## 議案第 9 号

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 14 年久喜宮代衛生組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第 2 項」と改める。

第 15 条第 2 項第 10 号を次のように改める。

- (10) 0 歳から 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「対象児童」という。）を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日（その養育する対象児童が 2 人以上の場合にあつては 10 日）の範囲内の期間
- ア 対象児童の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）を行う場合
  - イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして衛生組合規則で定める世話をを行う場合
  - ウ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準じるものとして衛生組合規則で定める事由により対象児童の世話をを行う場合
  - エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち衛生組合規則で定めるものに参加する場合

第 15 条第 2 項第 11 号中「別に定める」を「衛生組合規則で定める」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 29 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

#### 提案理由

職員の育児と仕事の両立支援のための休暇に係る改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第10号

### 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第11条中「平成14年衛生組合条例第3号」の次に「。第20条第2項において「勤務時間条例」という。)」を加える。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「地方公務員法」を「定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法)に、「(次条第3項において「定年前再任用短時間勤務職員」という」を「をいう」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項中「久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、「による特別休暇」の次に「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「育児時間」を「特別休暇又は当該介護時間」に改め、同条第3項中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項第2号中「を請求している」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けている」に改め、「勤務時間から」の次に「5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から」を加え、「に5時間45分を加えた」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の公布の日から令和8年3月31日までの間に部分休業の承認の請求をする場合における改正後の久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用においては、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」



とする。

令和7年9月29日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。